

せいしん「無担保住宅ローン」

令和元年10月1日現在

| | |
|---------|---|
| 1. 商品名 | せいしん「無担保住宅ローン」 |
| 2. 融資対象 | 次のすべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・申込時の年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ・保証会社（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 |
| 3. 資金使途 | <p>1. お申込人が居住（居住予定を含む）し、お申込人もしくはそのご家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはそのご家族が居住（居住予定を含む）し、お申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※借地上の建物（定期借地上の建物を含む）、または保留地上の建物も対象とします</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可とします</p> <p>※不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金および②③の借換え資金は、店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分の床面積が延床面積の50%以上あれば対象とします。また、リフォーム（増改築・修繕）資金は、居宅部分にかかるものであれば、居宅部分の床面積の割合にかかわらず対象とします。</p> <p>①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等</p> <p>※上記①に付随して必要となるインテリア等購入資金も可（ただし、①と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p>※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします</p> <p>※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外とします</p> <p>②お申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>③お申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【申込時点における対象となる自宅の条件】</p> <p>お申込人またはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの</p> <p>※次のものは各種（仮）登記から除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本件の借換えて抹消となる他行庫住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 <p>2. お申込人またはそのご親族が所有している建物にかかる次の資金</p> <p>①更地にするための空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）</p> <p>※事業専用で使用していた建物は対象外とします</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も対象とします</p> <p>②お申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> |
| 4. 融資金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上2,000万円以内。ただし、資金使途が空き家解体費用に関するものについては500万円以内とします。 ※本件お申込金額が1,000万円を超える場合は、団体信用生命保険の付保が条件となります ※本件お申込金額と（一社）しんきん保証基金保証付消費者ローン（保険ローン除く）の現在残高の合計額は3,000万円が上限となります |
| 5. 融資期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月以上25年以内 ※ただし、資金使途が空き家解体費用に関するものは3ヵ月以上20年以内 |

| | |
|------------------|--|
| 6. 融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型、キャップ付変動金利型、固定金利選択型、固定金利型よりご選択いただきます ・債務返済支援保険を付保する場合は、融資利率に年0.1%を上乗せします ・8大疾病補償付債務返済支援保険を付保する場合は、融資利率に年0.15%の上乗せとなります ・がん保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険を付保する場合は、融資利率に年0.1%の上乗せとなります ・3大疾病保障特約付団体信用生命保険を付保する場合は、融資利率に年0.3%の上乗せとなります ・団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険を付保する場合は、融資利率に年0.35%の上乗せとなります ・夫婦連生団信を付保する場合は、融資利率に年0.35%の上乗せとなります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型住宅ローンの基準金利+保証料年0.68% ・当初の融資利率については原則として毎年4月1日と10月1日の年2回見直します 例外として、政策金利の変動等があった場合には、上記に拘らず改定します ・融資後の利率は毎年1回、10月1日を基準日として、前年基準日における基準金利とその年の基準日における基準金利と比較し、その変動幅と同じ幅だけ変更されます 見直し後の新利率は、翌年1月の返済分から適用されます <p>【キャップ付変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型住宅ローンの基準金利+年0.5%+保証料年0.68% ・貸出日より10年間は、上限金利（年5.6%+保証料年0.68%）を限度とします ・10年目以降は通常の変動金利型住宅ローン基準金利+保証料年0.68%となります <p>【固定金利選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利選択型住宅ローンの基準金利+保証料年0.68% ・融資利率は毎月見直しを行います。現在のご融資利率については、当金庫の本支店にお問い合わせください。 ・当初2年、3年、5年、7年、10年の固定金利期間を選択、固定金利期間の終了時に再度、2年、3年、5年、7年、10年の固定金利、または変動金利を選択いただきます（再選択時、固定金利を選択しない場合は、変動金利となります。なお、変動金利を選択されても、再度固定金利期間を選択することができます） <p>【固定金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型住宅ローンの基準金利+保証料年0.68% ・当初の融資利率は変動金利型の金利変動ルールで見直し、その変動幅の60%を連動させます ・当初の融資利率は最終期限まで変更しません |
| 7. 返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等分割返済（6ヵ月以内の元金返済据置が可能です） 融資金額の50%以内でボーナス時増額返済の併用もできます <p>【変動金利型・キャップ付変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回の利率見直しにより適用利率は変動しますが、毎月の元利合計返済額は基準日（10月1日）を5回経過するまで変更せず、この間は元金返済額と利息額の割合を変更させることにより調整します ・残元金に対し基準日（10月1日）を5回経過する毎に元利合計額の再計算を行います。再計算の結果、返済額が増加する場合には前回返済額の25%以内で増額し、返済額が減少する場合はそのまま減額します |
| 8. 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要 |
| 9. 保証人 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要 （一社）しんきん保証基金の保証を受けていただきます |
| 10. 融資形式 | <ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付 |
| 11. 無担保住宅ローンレポート | <ul style="list-style-type: none"> ・申込日時点またはご融資実行日時点において、次のいずれかに該当する方は、リピートプラン（保証料年0.54%）がご利用いただけます ①当金庫取扱いの保証付自動車関連ローン（カーライフプラン・オートローン）、（一社）しんきん保証基金保証付のすべての証書貸付商品（リピートプラン・教育プラン・リフォームプラン・無担保住宅ローン・住宅ローン・個人ローン・切替プラン change 等）の利用状況が次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ア. 完済して3年以内の方 イ. ご融資実行日から6ヵ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 ②教育カードローン以外の（一社）しんきん保証基金保証付カードローンを契約中（同時契約を含む）の方 |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|--------|---------|--------|---------|---|--------|
| 12. 手数料 | ・返済条件を変更する場合は以下の手数料が必要となります | | | | | | | |
| | 住宅ローン返済条件変更手数料 | <table border="1"> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の条件変更 ※償還期限の延長・返済金額の変更・金利変更（金利 引上げは除く）</td> <td>3,300円</td> </tr> </table> | 全額繰上返済 | 16,500円 | 一部繰上返済 | 11,000円 | その他の条件変更 ※償還期限の延長・返済金額の変更・金利変更（金利 引上げは除く） | 3,300円 |
| | 全額繰上返済 | 16,500円 | | | | | | |
| 一部繰上返済 | 11,000円 | | | | | | | |
| その他の条件変更 ※償還期限の延長・返済金額の変更・金利変更（金利 引上げは除く） | 3,300円 | | | | | | | |
| (手数料には消費税を含む) | | | | | | | | |
| 13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9時～17時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）および東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です</p> | | | | | | | |
| 14. その他 | ・お申込み方法は、店頭・FAX・WEBの3種類からお選びいただけます | | | | | | | |
| | お申込み方法 | FAX番号・アドレス | | | | | | |
| | FAX | 0120-0988-67 | | | | | | |
| WEB | http://www.seishin-shinkin.co.jp/service/loan/online/index.html | | | | | | | |
| 受付可能時間 | | 24時間・365日 受付可能です | | | | | | |
| 24時間・365日 受付可能です | | | | | | | | |
| ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます | | | | | | | | |
| ・審査の結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください | | | | | | | | |
| ・現在の融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください | | | | | | | | |